

## 令和6年度滋賀県産業支援プラザ次世代自動車普及促進事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、運輸部門の温室効果ガス排出量を削減し、CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりを推進する観点から、事業者の電気自動車、プラグインハイブリッド自動車または燃料電池自動車（以下「次世代自動車」という。）および電気自動車（EV）またはプラグインハイブリッド自動車（PHV）に充電するための設備（以下「充電設備」という。）の導入を支援するため、令和6年度滋賀県次世代自動車普及促進事業補助金（以下「県補助金」という。）の交付を受けて、公益財団法人滋賀県産業支援プラザ（以下「支援プラザ」という。）が実施する令和6年度滋賀県産業支援プラザ次世代自動車普及促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の手続き等を定めるものである。

2 補助金の交付については、令和6年度滋賀県次世代自動車普及促進事業補助金交付要綱（以下「滋賀県要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

### (支援プラザ補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）および補助金の額は、別表1に定めるとおりとする。

2 補助金は、その額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てるものとする。

3 補助金は、支援プラザ補助対象事業のうち、次世代自動車および充電設備、それぞれ1回限り交付するものとする。

### (支援プラザ補助対象事業者)

第3条 「支援プラザ補助対象事業者」（以下「補助事業者」という。）とは、支援プラザ補助対象事業を実施する者のうち、県内に事業所を有する法人（国および地方公共団体ならびに国または地方公共団体が出資する法人または団体を除く。）または個人事業者であって、次のいずれにも該当する者とする。

ア 県税に滞納がない事業者および事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを了している事業者

イ 過去に滋賀県次世代自動車普及促進事業補助金、滋賀県次世代自動車導入促進事業補助金および滋賀県充電インフラ整備事業補助金において今年度申請する車両・設備と同種の補助を受けていない、また県の他の同種の補助金の交付を重複して受けていない事業者

ウ 事業者および事業者の代表者もしくは役員または事業者の経営に実質的に関与している者ならびに個人が、次のいずれにも該当しない者

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(エ) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

(オ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するな

どしている者

(交付の条件)

第4条 補助金の交付は、補助金により取得し、または効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）を、補助事業の完了後も善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ることを条件とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を希望する者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類および提出書類チェックシートを添えて、令和7年2月14日までに支援プラザに提出しなければならない。

- (1) 支出証拠書類（請求書および領収書等）の写し
- (2) 自動車検査証の写し（電気自動車（EV）またはプラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）を導入する場合）
- (3) 申請者の登記事項証明書（法人の場合）、住民票の写し（個人事業主の場合）
- (4) 県税の納税証明書（未納がないことの証明）
- (5) 滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例第44条または同第46条の規定に基づく自動車管理計画書の写し（電気自動車（EV）またはプラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）を導入する場合）
- (6) その他支援プラザが必要と認める書類

2 補助金交付申請書の受付は、県補助金の範囲内において先着順に行うが、県補助金の範囲を超えた受付日をもって申請の受付を終了（支援プラザの営業時間内に受付したものに限り）し、翌日以降の補助金交付申請書は返却する。

また、県補助金の範囲を超えた受付日に提出のあった補助金交付申請書は抽選を行い、最終的な申請者を決定する。抽選にもれた場合は補助金交付申請書を返却する。

(補助金の交付決定)

第6条 支援プラザは、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるものについて、申請書の提出があった日から30日以内に補助金交付決定通知書（様式第2-1号）により、交付申請者に対して交付決定の通知を行うものとする。

- 2 支援プラザは、前項の交付の決定に際して、別記のとおり条件を付すものとするほか、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、別に条件を付することができる。
- 3 支援プラザは、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式第2-2号）により、交付申請者に通知するものとする。

(事業の開始時期および完了日)

第7条 補助事業者は令和6年4月1日以降に事業を開始し、令和7年1月31日以前に事業を完了しなければならない。

- 2 前項の場合において、事業の開始時期は車両の初度登録日もしくは設備設置工事の施工開始日とし、事業の完了は購入代金の精算完了日とする。ここでいう設置工事の施工開始とは、充電設

備の搬入や充電設備等設置の基礎工事などの準備や充電設備等設置工事の一部または全部の施工の開始のことをいう。

(補助金の交付)

第8条 補助金は精算払いとする。

(決定の取消し)

第9条 支援プラザは、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、第6条の規定による交付の決定の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) この要領および規則に違反したことにより支援プラザの指示を受け、この指示に従わないとき
- (2) 補助事業の内容がこの要領の規定を満たさない事実が明らかになったとき
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為があったとき
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

(補助金の返還)

第10条 支援プラザは、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、補助金の返還を命ずるものとする。

(申請の取下げ)

第11条 交付申請の取下げ期日は、交付決定を受けた日から起算して15日以内とし、その旨を記載した書面(様式第3号)を支援プラザに提出しなければならない。

(検査等)

第12条 支援プラザは、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、または検査することができる。

(手続代行者)

第13条 補助事業者は、第5条第1項の補助金交付申請書の提出について、補助対象事業に係る工事または販売を行う者に対し、その手続を委任することができる。ただし、無償で手続を代行する場合に限る。

- 2 補助事業者は、前項の委任を行う場合は、様式第1号において代行者に係る情報を記載しなければならない。
- 3 手続代行者は、この手続の代行を通じ補助事業者に関して得た情報を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。
- 4 支援プラザは、手続代行者がこの要領に定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称および不正行為の内容を公表し、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(取得財産等の処分の制限)

第14条 補助事業者は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)

に定められている耐用年数に相当する期間において、補助事業に係る取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、あらかじめ財産処分承認申請書(様式第4号)を支援プラザに提出し、その承認を受けた場合は、この限りでない。また別表4に掲げる処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

- 2 支援プラザは、前項ただし書の規定による承認をする場合は、滋賀県要領第19条第2項に基づき、知事の承認を受けるものとする。
- 3 支援プラザは、前項の承認申請について、知事から適正とする通知を受けた場合、補助事業者から財産処分承認申請書を受けた日から60日以内に、補助事業者に対して、通知するものとする。
- 4 支援プラザは、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等の処分により収入があったときは、その収入の一部を支援プラザに納付させることができる。
- 5 支援プラザは、前項の規定により補助事業者から納付を受けた時には、知事からの納付通知に基づき、知事に納付するものとする。

#### (データ等の提供)

- 第15条 支援プラザは、第1条第1項の規定による目的に必要な範囲において、補助事業者に対し、次世代自動車の普及に資するデータ等の提供または現地調査の実施を求めることができる。
- 2 補助事業者は、支援プラザが前項の規定によるデータ等の提供または現地調査の実施を申し出た場合は、これに協力するよう努めなければならない。

#### (補助事業の公表)

- 第16条 支援プラザは、補助事業内容や効果等を公表することができる。

#### (雑則)

- 第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は支援プラザが別に定めるものとする。

#### 付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の事業から適用する。

別表1 補助対象経費および補助金の額（第2条関係）

補助対象経費	別表2に定める次世代自動車の購入に要した経費のうち、車両本体価格（メーカーオプション、ディーラーオプション、消費税等は除く。）。また、別表3に定める充電設備の購入に要する経費（工事費等、消費税および地方消費税は除く。）。																			
補助金額	<p>次世代自動車および充電設備の種類によって、補助金額を下表のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次世代自動車 <table border="1" data-bbox="437 557 1179 763"> <thead> <tr> <th>次世代自動車の種類</th> <th>補助金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車 (EV)</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>プラグインハイブリッド自動車 (PHV)</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>燃料電池自動車 (FCV)</td> <td>20万円</td> </tr> </tbody> </table> </li> <li>・充電設備 <table border="1" data-bbox="437 813 1374 1532"> <thead> <tr> <th>充電設備の種類</th> <th>補助率</th> <th>補助上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急速充電設備 (電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの。)</td> <td>設備購入費の1/2以内</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>普通充電設備 (漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの。)</td> <td>設備購入費の1/2以内</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table> </li> </ul>			次世代自動車の種類	補助金額	電気自動車 (EV)	10万円	プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	10万円	燃料電池自動車 (FCV)	20万円	充電設備の種類	補助率	補助上限額	急速充電設備 (電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの。)	設備購入費の1/2以内	30万円	普通充電設備 (漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの。)	設備購入費の1/2以内	10万円
次世代自動車の種類	補助金額																			
電気自動車 (EV)	10万円																			
プラグインハイブリッド自動車 (PHV)	10万円																			
燃料電池自動車 (FCV)	20万円																			
充電設備の種類	補助率	補助上限額																		
急速充電設備 (電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの。)	設備購入費の1/2以内	30万円																		
普通充電設備 (漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの。)	設備購入費の1/2以内	10万円																		

別表2 導入・整備に対する補助の条件（別表1関係）

製品名	要件	補助要件
電気自動車 (EV)	<p>1、別に定める期間内に初度登録された新車であること。</p> <p>2、初度登録された日に、経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付規定に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の補助対象車両<sup>※</sup>であること。</p> <p>3、県内に使用の本拠の位置を置くものであること。</p> <p>4、次世代自動車からの買い替えでないこと。</p> <p>5、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこと。また、補助事業者の自社製品でないこと。</p>	<p>滋賀県CO<sub>2</sub>ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例第44条または同第46条の規定に基づき「自動車管理計画」を作成すること。なお、作成においては、補助による車両更新に伴うCO<sub>2</sub>排出削減量を除いて、5年以内に10%以上の削減（基準年（提出前年）比）を目標とした計画であること。</p>
(PHV) プラグインハイブリッド自動車	<p>6、補助事業者が自動車検査証に所有者および使用者であることが記載されること。ただし、以下のいずれかの場合はこの限りでない。</p> <p>イ 自動車検査証上の所有者がリース会社等で、使用者が当該車両のリースを受ける者である場合。この場合、リース会社等を補助事業者とし、使用者が要領第3条に掲げる補助事業者の要件に該当するとともに、リース会社等が補助金の額以上にリース料を軽減していることを要する。</p> <p>ロ 所有権留保付ローン購入において、自動車検査証上の所有者が自動車販売会社またはローン会社等である場合。この場合、使用者を補助事業者と見做し、当該年度内に補助金の額以上に車両代金を負担していることを要する。</p>	
燃料電池自動車 (FCV)		

※超小型モビリティ、ミニカー、側車付二輪自動車・原動機付自転車は除くこととする。

別表3 導入・整備に対する補助の条件（別表1関係）

補助対象事業	事業内容	要件
商業施設・宿泊施設等への充電設備設置事業	商業施設及び宿泊施設等に充電設備を設置する事業	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①滋賀県内に設置されるものであること。</p> <p>②新品で購入されるものであること。</p> <p>③既存の充電設備の更新でないこと。</p> <p>④経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金の交付規定に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の補助対象充電設備（型式）であること。</p> <p>⑤充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入入りできる場所にあること。</p> <p>⑥充電設備の利用者を限定せず（※1）、他のサービスの利用又は物品の購入を条件としていないこと（ただし、駐車料金の徴収は可とする）。</p> <p>⑦充電場所を示す案内板を当該施設等の入り口に設置すること。また充電設備の場所や利用可能時間等をインターネット等で確認できること。</p> <p>※ ⑤～⑦は、充電設備を公共用充電のために設置する場合に限る。</p>
事業所・工場等への充電設備設置事業	事務所及び工場等に勤務する従業員、事業者が利用する駐車場等に充電設備を設置する事業	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①滋賀県内に設置されるものであること。</p> <p>②新品で購入されるものであること。</p> <p>③既存の充電設備の更新でないこと。</p> <p>④経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金の交付規定に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の補助対象充電設備（型式）であること。</p>
マンション等への充電設備設置事業	マンション及び月極駐車場等に充電設備を設置する事業	<p>次の要件をすべて満たすこと。</p> <p>①滋賀県内に設置されるものであること。</p> <p>②新品で購入されるものであること。</p> <p>③既存の充電設備の更新でないこと。</p> <p>④経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金の交付規定に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の補助対象充電設備（型式）であること。</p> <p>⑤分譲済のマンション等である場合は、充電設備の設置が「住民総会」等で決議されている又は理事会での合意がされていること。</p>

--	--	--

※1 充電設備の使用を会員制により行う場合、非会員であっても何らかの方法により使用可能とする



別表4（第14条関係）

下表に該当しない車両等の場合は個別に判断する。

区分・種類			処分制限期間 (※1)
自家用車両 (※2)	乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの。	4年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの。	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの。	4年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	4年
貸自動車業用車両 (※3)	乗用車	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
		総排気量2ℓ以下のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法の自動車の種別が小型自動車のもの。	3年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの。	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの。	3年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	3年
急速充電設備			5年
普通充電設備			5年

※1 処分を制限する取得財産等は取得単価が単価50万円以上のものを対象とする。

※2 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。

※3 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない。